

群馬県手をつなぐ育成会知的障がい者本人の会「つるの会」会則

1 名前

この会は、群馬県手をつなぐ育成会知的障がい者本人の会「つるの会」といいます。
通称「つるの会」といいます。

2 会員

会の目的に賛同して活動できる人なら、働いていても、働いてなくても会員になれます。

3 目的

- (1) 暮らしやすい地域社会を作るための、活動を行います。
- (2) 社会で孤立しないように、仲間作りをすすめるとともに、研修やスポーツをとおして交流と親睦を深めます。ときには、他の県の人達とも交流を持ちます。
- (3) 仕事や生活で困ったときはお互い助け合います。
- (4) 一般の人との交流を多く持ち、自分たちの思っていることをよく知ってもらいます。

4 活動

- (1) 総会は年1回、役員会は数回開催します。
- (2) 研修やレクリエーションを年1回以上開催します。
- (3) その他、必要と思われる事業を行います。

5 会費

- (1) 会費は、年額500円とします。

(2) 活動の費用については、べつに個人負担をしてもらうこともあります。

6 会の運営

この会の活動は次の役員を中心に運営します。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 3名

(4) 書記 2名

(5) 運営委員 若干名

(6) 監査 2名

(7) 相談支援者 1名

役員は、総会を開いて決め、役員の任期は2年とします。

7 相談支援者

本会に、相談支援者を置くことができます。相談支援者には、本会の運営

に助言をしてもらいます。

8 会則の変更

会則の変更等は、総会で決めます。

9 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

10 設立

この会は、平成20年11月24日設立します。

1 1 ^{じむきよく}
事務局

(1) ^{いつぱんしゃだんほうじん} 一般社団法人 ^{ぐんまけんて} 群馬県 ^{いくせいかい} 手をつなぐ育成会

〒371-0843 ^{まえばししんまえばしまち} 前橋市新前橋町13-12

^{ぐんまけんしゃかいふくしそごう} 群馬県社会福祉総合センター ^{かい} 5階

^{でんわ} 電話 027-255-6212 ファックス 027-255-6241

^{ふそく}
(附則)

(1) ^{へいせい} 平成20年度 ^{ねんど} については、^{しがつついたち} 4月1日 ^{かいけい} にさかのぼり ^{しより} 会計を処理します。

(2) ^{せつりつとうしよ} 設立当初 ^{やくいん} の役員 ^{にんき} の任期 ^{へいせい} は、平成22年 ^{ねん} 3月 ^{がつ} 31日 ^{にち} までとします。